

目次

- 一. 意思決定支援
- 二. 三. 相談員の一日
- 四. 監事からのメッセージ

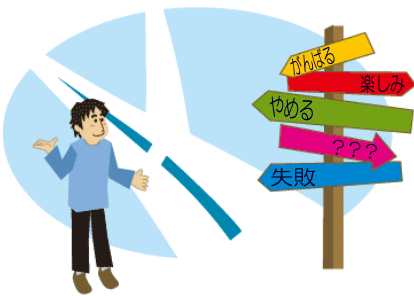
『意思決定支援』を考へる

研修会を通じて

八月二十三日（土）、「第二回権利擁護支援実践交流会」（主催：全国権利擁護支援ネットワーク、於：千葉）に参加しました。佐藤彰一代表による基調講演「『権利擁護における意思決定支援とは』」の後、分科会で実践発表とグループワークが行われました。私の分科会では中村絹江さん（岡山意思決定支援センター ビュー）が「成年後見と意思決定支援」く私を施設に入れないで！というテーマで発表されました。

私自身、成年後見に携わって以来、制度の理念「自己決定の尊重」「残存（現有）能力の活用」「ノーマライゼーション」の実現を常に意識し、被後見人や他の支援者と関わってきました。それだけに、最近様々な場面で論じられている『意思決定支援』に少なからず戸惑いを感じていました。それは、今の自分の支援が間違っているのではないか、どこか見直さなければならぬのではないかという不安でした。

交流会は、現行制度の課題の本質を理解し、「意思決定支援」「今後の支援のあり方」を考へるよい機会となり、不安や疑問もある程度解消されました。



特に「意思決定支援」は次のように整理できました。

- 「自己決定の尊重」は重要だが、認知症高齢者や障がい者にとつては「自己決定すること」自体に支援が必要であり、それが「意思決定支援」である。
- 「意思決定支援」の過程には「意思形成の支援」「意思確認の支援」「意思実現の支援」の三つがあり、これらは同時併行で進む。
- 「意思決定支援」は、いろいろな人が関わり、その中で後見人等も支援していくものである。
- 今、後見人等が行っているのは「代行決定」である。国連障害者権利条約の批准を踏まえ、（本人の）意思決定支援の理念、手法を制度改正にどう反映させていくか、現在議論されている。

現行制度は後見人等に大きな権限が与えています。何かを決定する場面では「本人のため」という名のもとに、本人の権利や行動が必要以上に制限され、最終的に本人の意思が尊重されない危険性があることを十分認識しておかなければなりません。

現行制度の課題を理解した上で、意思決定支援を踏まえ、本人の最大の利益をいかにして実現していくか意識しながら、支援を行っていくと思います。

（文責：中原一隆）



AM



朝のミーティング

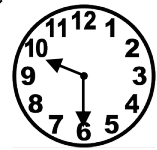
相談員が集まり、前日の相談業務・被後見人さんなどの様子について、一人ずつ報告します。

みんなで情報を共有する場を、毎日設けています。



移動

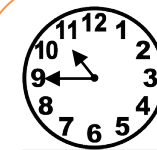
安全運転第一



「相談業務」 新規相談受付

ケアマネジャーさんから、「最近緊急入院された方の入院手続きや費用の支払い、退院後の居所についてどうしたらよいか」という相談を受け、ご本人さんに関する情報の聞き取りに伺いました。

一度同行し、ご本人と面会させて頂く約束をしました。



「後見業務」 被後見人さんに面会

月に一度、生活費や日用品購入に必要なお金を施設に届け、ご本人にも確認してもらっています。ご本人から、最近の出来ことや困りごと・心配ごとを聞き、一緒に考えています。

スタッフからもご本人の様子を聞き、来月のプランの確認をしました。



1日

相談員の仕事に密着



内部事務

郵便物の確認や記録、訪問後の連絡調整、申請書類などの手続きを行います。

業務時間外は、電話は転送にし、相談員が輪番で24時間365日対応しています。

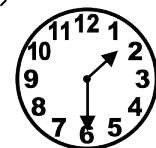


「後見業務」 病院に面会



入院して間もない被保佐人さんに、面会をしました。その後、主治医より病状の説明を受け、退院の見通しを確認しました。

入院の手続きをし、洗濯は業者に依頼することになりました。

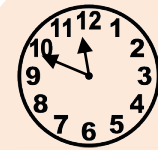


「相談業務」 相談者さん宅に訪問

「身寄りがいないため、今後の生活が心配」と相談があり、ご本人さん宅を訪問しました。

色々なお話を伺い、困りごとの整理を一緒に行いました。

成年後見制度についても説明しました。



内部事務

留守中にかかってきていた電話の対応をした後、訪問の記録をし、午後の訪問の準備をします。



ランチタイム



PM

Message

「監事の阿部です。」

今 は滋賀県内のNPO・コミュニティを支援するしがNPOセンターの代表をしています。

あ さがおは設立された当初から知っていて、権利擁護・成年後見を専門とする珍しいNPOでした。あまり人がやらないことをするというのも、とてもNPOらしいと思います。



法人設立から10年近く経ち、事業収益だけで6000万円近くの事業量になっていて、ますます団体としての責任が求められるようになってきていると思います。また、この1月からは新たなステージとして認定NPO法人にもなったので、今まで以上に市民からの信頼を得ていくことが大切です。もっと多くの市民に、ミッションや事業内容を伝えてほしいと思っています。そのための発信力を強めていくことも必要でしょう。

しがNPOセンターも認定NPO法人になってから、寄附プログラムとして「若人エンパワープロジェクト」を実施しています。まだまだ、寄附をそれほど集められていませんが、このプロジェクトに集中して取り組んでいきたいと考えています。

あさがおも、認定NPO法人になった強みを活かした積極的な寄附戦略を立てていただけるとよいと思います。改築された事務所になってからまだ訪問できていないので、ゆっくりお邪魔したいと思っています。

監事としては、事業や会計だけでなく、組織運営をしっかりとチェックしながら改善提案もしていきたいと考えていますので、今後ともよろしくお願ひします。



監事 阿部 圭宏

純坊 今月の一句

米がなく
代用食が今グルメ

● 寄付のお願い。●

権利擁護を多くの方に知っていただくため、講演会などを開催して行きたいと思っています。寄付でご支援頂ける方、よろしくお願ひ申し上げます。

＜振込先＞
 【ゆうちょ銀行】14610-16725551
 【滋賀銀行】本店営業部 普通 524265
 【口座名義】特定非営利活動法人あさがお
 理事長 竹下育男

